

小売業者の義務履行の促進について

平成29年12月4日
経済産業省
環境省

小売業者への立入検査について

家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況

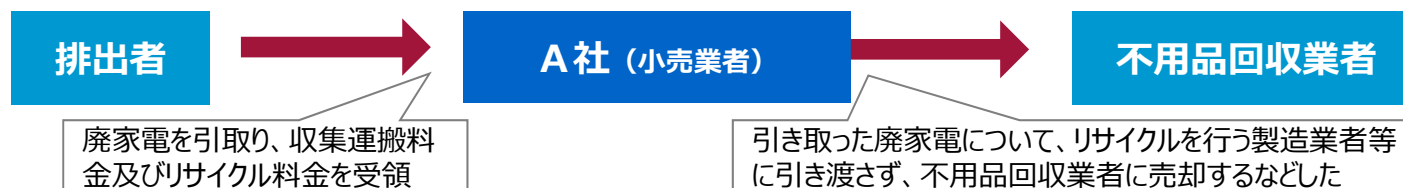
- 国は、毎年度、小売業者(インターネット販売事業者・通信販売事業者を含む。)に家電リサイクル法に基づく立入検査を実施するとともに、その実施状況を公表し、家電リサイクル法の適切な施行に努めている。
- アクションプランの取組目標も踏まえ、経済産業局及び地方環境事務所において、平成28年度は452件の立入検査を実施。
- 平成29年度においても、平成28年度実績を上回る件数の実施目標を設定し、立入検査を実施中。

平成28年度立入検査件数(事業者ベース)

立入検査件数	452件
うち指導等を行った件数	273件

【参考】家電リサイクル法に基づく勧告(平成29年10月)

- ある小売業者において、廃家電を引き取った際、排出者から収集運搬料金及びリサイクル料金を受領しながら、家電リサイクル券を発行せず、かつ製造業者等への引渡しを行わず、当該廃家電をいわゆる不用品回収業者に対して引き渡していたことが、立入検査により判明。
- 経済産業省及び環境省は、平成29年10月、当該小売業者に対して家電リサイクル法に基づき勧告等を実施し、社名を含む事実関係等を公表。



5年弱の間で、廃家電906台について、引渡義務違反

経済産業省及び環境省の対応(平成29年10月)

【勧告】

当該小売業者に対し、下記事項を勧告した。

- 排出者から特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、家電リサイクル法第10条に基づき製造業者等に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡すこと。

【報告徴収】

当該小売業者に対し、下記事項の報告を求めた。

- (1)今後 1年間における、毎月の特定家庭用機器廃棄物の引取り及び引渡しの状況(毎月報告)
- (2)引渡義務違反案件に係る特定家庭用機器廃棄物の収集運搬料金及びリサイクル料金の排出者への返還の状況(毎月報告)

【小売業者の団体を通じた注意喚起】

本件のような不適正な引渡しを防止し、家電リサイクル法の遵守を図るため、小売業者の団体を通じ、適正な引渡しについての周知徹底を行った。

※当該小売業者の社名を含む事実関係等を公表

インターネット販売事業者・通信販売事業者 への対応について

インターネット販売事業者・通信販売事業者への対応の概要

- 家電4品目の販売チャネルとして、インターネット販売事業者・通信販売事業者による販売が増加していると考えられ、昨年家電4品目に係る販売のうち、エアコン:4%、テレビ:13%、冷蔵庫:7%、洗濯機:6%がインターネット販売によるものであったとのデータ(市場調査を行うGfK Japanの調べ)もある。
- 経済産業省・環境省においては、平成28年度以降、インターネット販売事業者・通信販売事業者への取組を強化している。

● 従前の取組

- ① 平成26年度、環境省においてインターネット販売事業者・通信販売事業者240社に対してアンケート調査を実施
- ② 平成26年度、経済産業省・環境省においてインターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会を実施(関東)
- ③ 平成27年度、インターネット販売事業者・通信販売事業者への立入検査を開始



● 平成28年度・平成29年度の取組

- ① 平成28年度、経済産業省においてインターネット販売事業者・通信販売事業者の**義務の履行状況に関する実態調査**を実施
- ② インターネット販売事業者・通信販売事業者向け**説明会の開催地を追加**して実施(H28:関東、関西、H29:関東、関西、九州)
- ③ 引き続き、インターネット販売事業者・通信販売事業者への立入検査を実施
- ④ インターネット販売事業者・通信販売事業者に向けた**周知**を行っているほか、立入検査や実態調査の結果を踏まえ**個別の指導を実施**

※ 調査・周知に当たっては、一部のモールサイト運営事業者に協力いただいている。

インターネット販売事業者・通信販売事業者に係る調査(平成28年度)

○ 平成28年度、いわゆる販売モールサイトへ出店する事業者から抽出された640店舗(家電4品目のいずれかの販売を行っている店舗)について、家電リサイクル法に係る案内状況等を確認したところ、以下のとおりであった。

各店舗における案内状況

- 販売する家電4品目が家電リサイクル法の対象製品であることを案内している店舗は、133店舗
- 家電リサイクル法に関する説明をしている店舗は、55店舗
- 廃家電の引取りに関して案内している店舗は、150店舗
- 収集運搬料金の案内は133店舗、リサイクル料金の案内は、140店舗
- 家電リサイクル券に関する案内をしている店舗は、56店舗

⇒ **616店舗中、全く案内のない業者は445社**※

家電4品目の取扱い(販売)の有無※

各家電4品目の取扱有無		取扱有り	取扱いなし
取扱対象	エアコン	318	298
	テレビ	362	254
	冷蔵庫・冷凍庫	256	360
	洗濯機・衣類乾燥機	235	381

家電リサイクルへの対応に関する案内の有無とその内容※

個別の内容		案内有り	案内なし
家電リサイクル法の対象製品であることの案内		133	483
家電リサイクル法に関する案内		55	561
「引取り」の案内	廃家電の「引取り」に関する案内	150	466
	対象製品の範囲(①買換え時の引取)	138	478
	対象製品の範囲(②過去の販売製品の引取)	4	612
	対象製品の範囲(①・②以外での引取)	27	589
「料金」の案内	「収集運搬料金」の案内	133	483
	「リサイクル料金」の案内	140	476
「家電リサイクル券」に関する案内		56	560

※ 抽出した640店舗のうち、閉店等の24店舗を除いた616店舗の状況

インターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会等

【説明会の開催】

- 平成28年度、インターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会を2カ所において開催。平成29年度は、開催数を増やし、3カ所において開催予定。
- 説明会においては、家電リサイクル法上の小売業者の義務を分かりやすく・詳しく解説しているほか、インターネット販売時において特に留意すべき事項等に関してケーススタディやチェックリストを配布。
- インターネット販売・通信販売に係る固有の事情に応じて工夫を行っている、インターネット販売事業者・通信販売事業者の対応事例も紹介。

【その他の周知】

- インターネット販売事業者・通信販売事業者向け説明会資料は経済産業省のホームページにおいて公表し、いわゆるモールサイト運営事業者や業界団体を通じて、各小売業者に周知。
- 平成29年度は、説明会資料の要点をまとめたインターネット販売事業者・通信販売事業者向けのリーフレットを作成(現在作成中)。
- 平成29年10月、家電リサイクル法に基づく勧告事案(P. 3)を受けて、いわゆるモールサイト運営事業者や業界団体を通じて、小売業者の義務に関して、各小売業者に再度周知を行った。

排出者(消費者等)からの引取義務②

<ケーススタディ>

① インターネット販売で、テレビの購入の申込みがあった消費者から、古いテレビの引取りの希望があった(申込みの際に備考欄等に記載)が、引取りが面倒なので、知り合いの廃棄物回収業者(又は顧客の住所の近くにある他の小売店や市町村)を紹介した。

✕ 買換えの際に同種の廃家電の引取りを求められているので、明確な引取義務違反に該当します。

② インターネット販売で、商品の配送を委託している配送業者(廃棄物処理法上の収集運搬の許可あり)を紹介(斡旋)し、古い家電の引取り希望がある場合には、配送業者に申し込むように表示しており、電話やメール等で問合せがあった場合にもその配送業者を紹介している。

✕ 配送業者を紹介(斡旋)し、自らでは引き取らないと表示することは引取拒否であり、引取義務違反のおそれがあります。また、申込みがあった場合に配送業者を紹介(斡旋)するのは引取義務違反となります。実際の収集・運搬を廃棄物処理法上の収集運搬許可業者に委託するのは問題ありませんが、その場合でも引取義務の主体は、あくまでも小売販売を行った「小売業者」です。

③ 購入者ではない一般の方から古い冷蔵庫の引取りの希望があり、過去に購入されたものかどうかは判断できなかったが、委託している廃棄物処理法上の収集運搬許可業者に引取りに行ってもらった。

○ 引取義務の対象でない廃家電についても小売業者は引き取ることができます(いわゆる「義務外品」)。ただし、引き取った廃家電については、引渡義務(P. 6参照)が生じます。